

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 営繕工事の監督及び検査に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>11</u> [略]</p> <p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p>(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>11 第1項第2号及び第2項（第5号から第13号までに限る。）</u> <u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 営繕工事の監督及び検査に関すること。</u></p> <p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p>(労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務)</p>

第8条 [略]

2 前項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

3 [略]

第8条 [略]

2 労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。

(1) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）第3条の規定による労働関係に関する事項についての相談（以下「労働相談」という。）に関すること。

3 前2項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

(15) 労働相談に関すること。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。